

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 2 月末における自己資本比率は、14.12%となりました。

○ 普通出資による資本調達額 3,747百万円（前年度3,812百万円）

当 J A は、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,938	15,647
うち、出資金及び資本準備金の額	3,812	3,747
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,213	11,983
うち、外部流失予定額 (△)	38	37
うち、上記以外に該当するものの額	△49	△45
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,943	15,657
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額	14	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	12
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	0	0
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するもの の額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15	13

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	14,928	15,644
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	104,818	106,552
資産（オン・バランス）項目	104,818	106,266
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オフ・バランス項目	－	285
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,274	4,233
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	114,092	110,786
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	13.08%	14.12%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額出にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについて、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

Ⅱ. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,592	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		5,054	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		12,863	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		96	19	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		268,286	53,857	2,154
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		1,598	1,148	45
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		6,026	2,458	98
（うちトラランザクター向け）		32	14	0
不動産関連向け		8,989	2,610	104
（うち自己居住用不動産等向け）		8,229	2,053	82
（うち賃貸用不動産向け）		760	556	22
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）		1,512	708	28
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		66	43	1
取立未済手形		52	10	0
信用保証協会等による保証付		26,201	2,584	103
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
株式等		1,067	1,067	42
上記以外		24,263	42,043	1,681
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		11,858	29,645	1,185
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		72	180	7

信用リスク・アセット			令和7年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポージャー)	12,333	12,217	488
	証券化		—	—	—
		(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
		(うち短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
		(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—
		(うちマンドート方式)	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	357,874	106,552	4,262	
	C V A リスク相当額÷8%	—	—	—	
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	
	合計 (信用リスク・アセットの額)	357,674	106,552	4,262	
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的方式＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
		a		b=a×4%	
		—		—	
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
		a		b=a×4%	
		4,233		169	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額		
	a		b=a×4%		
	110,786		4,431		

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,233
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	169
B I	2,822
B I C	338

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,628	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		4,551	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		12,671	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		273,702	54,740	2,189
法人等向け		3,153	2,076	83
中小企業等向け及び個人向け		2,789	1,281	51
抵当権付住宅ローン		7,387	1,730	69
不動産取得等事業向け		126	125	5
三月以上延滞等		988	390	15
取立未済手形		48	9	0
信用保証協会等保証付		23,907	2,357	94
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	出資等	3,242	3,242	129
	（うち出資等のエクスポージャー）	3,242	3,242	129
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	26,593	38,864	1,554
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	9,684	24,212	968
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	119	298	11
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	16,789	14,353	574
	証券化	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンデート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	360,791	104,818	4,192
	C V A リスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	360,791	104,818	4,192

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		$b=a \times 4\%$
	9,274		370
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		$b=a \times 4\%$
	114,092		4,563

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る） $\times 15\%$ ）の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 $\div 8\%$

Ⅲ 信用リスクに関する事項

1 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーディング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

2 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
地域別	国内	360,791	58,873	6,555	988	357,674	61,011	7,158	1,578
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	360,791	58,873	6,555	988	357,674	61,011	7,158	1,578
業種別	農業	476	310	—	169	258	258	—	—
	林業	—	—	—	—	0	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	22	14	—	9	17	9	—	5
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	337	337	—	12	381	381	—	62
	電気・ガス・熱供給・水道業	757	54	701	—	752	49	701	41
	運輸・通信業	338	26	200	—	332	20	200	—
	金融・保険業	284,156	6,007	—	—	278,745	6,005	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,601	2,145	—	137	3,048	1,634	—	741
	日本国政府・地方公共団体	17,223	11,569	5,653	—	18,028	11,771	6,257	—
	上記以外	1,006	20	—	—	1,022	36	—	1
	個人	39,363	38,386	—	659	41,940	40,844	—	725
	その他	13,508	—	—	—	13,147	—	—	—
業種別残高計		360,791	58,873	6,555	988	357,674	61,011	7,158	1,578
残存期間別	1年以下	266,643	1,949	—		263,838	1,556	—	
	1年超3年以下	4,381	1,281	100		1,513	1,412	100	
	3年超5年以下	2,143	2,143	—		2,646	2,047	599	
	5年超7年以下	3,743	3,142	600		4,555	3,852	702	
	7年超10年以下	11,378	9,874	1,503		10,322	8,521	1,800	
	10年超	43,777	39,426	4,350		46,192	42,236	3,955	
	期限の定めのないもの	28,723	1,055	—		28,606	1,383	—	
残存期間別残高計		360,791	58,873	6,555		357,674	61,011	7,158	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高には、資産（自己資産控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	5	—	5	5	5	9	—	5	9
個別貸倒引当金	1,796	1,413	395	1,400	1,413	1,413	942	477	935	942

4 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内		1,796	1,413	395	1,400	1,413		1,413	942	477	935	942	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		1,796	1,413	395	1,400	1,413		1,413	942	477	935	942	
法 人	農業	305	291	28	276	291	28	291	286	17	273	286	17
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	12	7	0	12	7	0	7	6	—	7	6	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	311	176	138	172	176	138	176	60	143	32	60	143
	電気・ガス・熱供 給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	1,023	841	174	849	841	174	841	491	302	538	491	302
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		143	96	53	89	96	53	96	98	13	83	98	13
業種別計		1,796	1,413	395	1,400	1,413	395	1,413	942	477	935	942	477

5 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	1,592	—	1,592	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,054	—	5,054	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,863	—	12,863	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	969	—	96	19	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	268,286	—	268,286	—	53,857	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1,598	—	1,598	—	1,148	72
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,657	3,503	5,167	350	2,458	45
（うちトランザクター向け）	45	—	328	—	32	14	45
不動産関連向け	20～150	8,989	—	8,850	—	2,610	29
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	8,229	—	8,110	—	2,053	25
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	760	—	740	—	556	75
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	725	6	722	0	708	98
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	43	—	43	—	43	100

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	
取立未済手形	20	52	—	52	—	10	20
信用保証協会等による保証付	0～10	26,201	2	25,849	0	2,584	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,067	—	1,067	—	1,067	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～125	24,147	—	24,147	—	42,043	174
（うち重要な出資の エクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関 等の対象資本等調達 手段のうち対象普通 出資等及びその他外 部 TLAC 関連調達手 段に該当するもの以 外のものに係るエク スポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫 の対象資本調達手段 に係るエクスポー ジャー）	250	11,858	—	11,858	—	29,645	250
（うち特定項目のう ち調整項目に算入さ れない部分に係るエク スポージャー）	250	72	—	72	—	180	250
（うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ている他の金融機関 等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段 に係るエクスポー ジャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ていない他の金融機 関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手 段に係るエクスポー ジャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエク スポージャー）	100	12,217	—	12,217	—	12,217	100

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—					106,552	

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

6 ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

令和7年度

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,054,985										0		5,054,985
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	12,863,345										0		12,863,345
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け					96,900						0		96,900
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	266,285,732		2,000,855								16		268,286,603
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%		15%		20%		25%		35%		100%		合計
カード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)			901,725						697,238				1,598,963
(うち特定貸付債権向け)													
	100%			150%			250%			400%			合計
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等													
	45%			75%			100%			その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	32,850			941,088			276,410			4,267,022			5,517,370
(うちトランザクター向け)	32,850									0			32,850
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		合計
不動産関連向け	1,214,664						1,791,991				14,405		8,110,240
うち自己居住用不動産等向け													
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		合計
不動産関連向け									499,713		230,863		740,381
うち賃貸用不動産向け													
	70%			90%			110%			112.50%			合計
不動産関連向け										150%			
うち事業用不動産関連向け													
	60%					その他					合計		
不動産関連向け													
うちその他不動産関連向け													
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け													
うちADC向け													
	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	256,910			239,860			226,722			94			723,586
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				43,805						0			43,805
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	1,592,506										0		1,592,506
取立未済手形							52,979				0		52,979
信用保証協会等による保証付	0		25,845,732								4,119		25,849,851
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付											1,067,959		1,067,959

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

7 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	325,182	971	10%	324,332
40%～70%	2,713	333	10%	2,731
75%	955	2,599	10%	1,199
80%	—	—	—	—
85%	535	22	10%	537
90%～100%	1,206	515	10%	1,257
105%～130%	231	—	—	230
150%	241	1	10%	236
250%	1,067	—	—	1,067
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	2	37	10%	5
合計	332,135	4,481	10%	331,599

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の偏向や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

8 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	20,028	20,028
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	23,570	23,570
	リスク・ウエイト20%	—	281,944	281,944
	リスク・ウエイト35%	—	1,731	1,731
	リスク・ウエイト50%	901	1,879	2,781
	リスク・ウエイト75%	—	1,033	1,033
	リスク・ウエイト100%	—	19,773	19,773
	リスク・ウエイト150%	—	124	124
	リスク・ウエイト250%	—	9,804	9,804
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
計		901	359,890	360,791

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーが該当します。

IV. 信用リスク削減手法に関する事項

1 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

2 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保健会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	151	3,568
自己居住用不動産等向け	39	6,017
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	191	9,586

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	24	—
中小企業等向け及び個人向け	160	1,102
抵当権付住宅ローン	—	5,622
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央演算機関関連	—	—
上記以外	18	2,618
合 計	202	9,343

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

V. 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

VI. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

VII. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

VIII. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

IX. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の該当ありません。

X. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

1 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

2 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	12,926	12,926	12,926	12,926
合 計	12,926	12,926	12,926	12,926

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

3 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項ありません。

4 貸借対照表で確認され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する事項ありません。

5 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する事項ありません。

XI. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項ありません。

XII. 金利リスクに関する事項

1 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は4年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 ΔEVE の前事業年度末からの主な変動要因は、貯金残高の減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点
特段ありません。

2 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	162	—	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	204	318
3	スティープ化	1,058	811		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	829	604		
7	最大値	1,058	811		
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	14,928		15,644	